

平成二十七年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

---

---

平成二十七年九月八日（火曜日）

---

---

出席委員（十三名）

委員長 工藤 健一

副委員長 奈良 完治

委員 前田 信一

奈良岡 文英

藤林 公正

相馬 勝治

横山 哲英

野呂 日出男

清水 孝夫

小野 稔

吉村 忠男

佐々木 政美

浅利 直志

---

---

欠席委員（なし）

---

---

説明のため出席した者

町長部局

町 長

平田 博幸

総務課長選管事務局長併任

五十嵐 晋

企 画 財 政 課 長  
税 務 課 長  
住 民 課 長  
福 祉 課 長  
建 設 課 長  
農政課長農委事務局長併任  
会計管理者会計課長兼務  
監 査 委 員  
選 管 委 員 長  
教 育 委 員 長  
教 育 長  
学 務 課 長  
生 涯 学 習 課 長  
学校給食センター所長  
農 業 委 員 会 会 長  
地方創生推進室長  
上下水道課長補佐

能登谷 英 彦  
横 山 精 逸  
三 浦 郁 雄  
齋 藤 美津昭  
阿 部 悟  
幸 田 信 雄  
榊 淳 一  
神 忠 勝  
三 浦 秀 男  
田 澤 文 雄  
武 田 登  
兵 藤 範 明  
小 杉 利 彦  
佐々木 盛 男  
野 呂 廣 志  
工 藤 峰 靖  
久保田 整

---

事務局職員出席者  
事 務 局 長

佐々木 克 治

審 査 日 程

議案第五十七号 平成二十六年藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十八号 平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十九号 平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十号 平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

---

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成二十七年九月八日

開 議 午前九時五十八分

○委員長（工藤健一君）

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十七号平成二十六年藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から議案第六十二号平成二十六年藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの六件であります。

議案の説明等のため、理事者及び説明員の出席を求めたところ、對馬猛清上下水道課長からけがの治療のため本特別委員会の初日の本日は欠席をする旨の届け出があり、上下水道課からは久保田課長補佐が出席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

初日の本日は、議案第五十七号平成二十六年藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十号平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件まで審査いたします。

二日目は、議案第六十一号平成二十六年藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初め、全部で二件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第五十七号平成二十六年藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（榎 淳一君）

それでは、議案第五十七号平成二十六年藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご

説明申し上げます。

お手元に平成二十六年藤崎町決算書のご用意をお願いいたします。

なお、金額につきまして、歳入は収入済み額、歳出は支出済み額にてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、四百十ページからの決算説明資料につきましても、あわせてご参照いただければと存じます。

それでは、十三ページをお開き願います。歳入総額は、九十一億五千四百十六万円余りとなりました。

十七ページをお開き願います。歳出総額は、九十億五千九百二十二万円余りとなり、歳入から歳出を差し引いた剰余金は九千四百九十四万円余りとなったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額三百二十万円余りを差し引いた実質収支額は九千七百七十四万円余りとなるものであります。実質収支額のうち、地方自治法第二百三十三条の二の規定により財政調整基金へ五千万円、減債基金へ一千万円を繰り入れし、残りの三千七百七十四万円余りを翌年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出につきまして、決算事項別明細書により、その主なものについてご説明させていただきます。二十二、二十三ページをお開き願います。

歳入についてご説明申し上げます。第一款町税は、調定額十一億七千七百八十万円余りに対しまして、収入済み額が十億八千六百四十万円余り、収納率は九二・二％、歳入に占める割合は一一・九％、前年度対比ではマイナス〇・八％の八百六十五万円余りの減となったものであります。内訳としましては、第一項町民税が四億六千五百四十万円余り、前年度対比ではマイナス〇・四％の二百二万円余りの減、第二項固定資産税が四億六千五百四十二万円余り、前年度対比ではマイナス〇・一％の三万円余りの減、第三項軽自動車税が四千三十二万円余り、前年度対比ではプラス三・五％の百三十七万円余りの増、第四項町たばこ税が一億一千五百二十三万円余り、前年度対比ではマイナス六・五％の七百九十七万円余りの減となったものであります。

二十四、二十五ページをお開き願います。第二款地方譲与税が六千八百九万円余り、歳入に占める割合は〇・七％、前

年度対比ではマイナス四・九％の三百五十一万円余りの減となったものであります。

第六款地方消費税交付金が一億六千六百七十九万円余り、歳入に占める割合は一・八％、前年度対比ではプラス二四％の三千二百二十七万円余りの増となったものであります。

二十六、二十七ページをお開き願います。第九款地方交付税が三十六億四千三百九十五万円余り、歳入に占める割合は三九・八％、前年度対比ではマイナス二・七％の九千九百五十九万円余りの減となったものであります。内訳としましては、普通交付税が三十三億八千八百八十二万円余り、特別交付税が二億五千五百十三万円余りであります。

第十一款分担金及び負担金は、調定額一億七千四百五十六万円余りに対しまして、収入済み額が一億七千四百四十四万円余り、収納率は九八・二％、歳入に占める割合は一・九％、前年度対比ではプラス四・二％の六百九十八万円余りの増となったものであります。

二十八、二十九ページをお開き願います。第十二款使用料及び手数料は、調定額六千七十七万円余りに対しまして、収入済み額が五千二百二十五万円余り、収納率は八四・三％、歳入に占める割合は〇・六％、前年度対比ではマイナスイ・三％の六十八万円余りの減となったものであります。

三十、三十一ページをお開き願います。第十三款国庫支出金が十億五百六十四万円余り、歳入に占める割合は一一％、前年度対比ではマイナス五九・二％の十四億六千七百七十九万円余りの減となったものであります。内訳としましては、第一項国庫負担金が五億三百五十五万円余り、これは第一目民生費国庫負担金の一節の介護訓練等給付費負担金のほか、次のページをお開き願います。三節の保育所運営費負担金、四節の児童手当負担金が主なものであります。

第二項国庫補助金が四億九千六百二十七万円余り、主なものとしましては第四目土木費国庫補助金が一億七千六百二十二万円余り、これは社会資本総合整備交付金が主なものであります。第五目教育費国庫補助金が一億四百二万円余り。次のページをお開き願います。これは小学校建設に伴う交付金が主なものであります。

第十四款県支出金が五億九百二十三万円余り、歳入に占める割合は五・六％、前年度対比ではプラス九・一％の四千二

百三十九万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項県負担金が二億九千六百六十五万円余り、これは第一目民生費県負担金の二節の介護訓練等給付費負担金のほか、次のページをお開き願います。五節の保育所運営費負担金が主なものであります。

第二項県補助金が一億七千八百五十三万円余り、主なものとしましては第二目民生費県補助金が七千三百六万円余り、これは五節の保育対策等促進事業費補助金が主なものであります。

三十八、三十九ページをお開き願います。第四目農林水産業費県補助金が七千八百二十五万円余り、これは担い手確保農地集積事業費補助金、経営体育成支援事業費補助金が主なものであります。

第三項委託金が三千四百四万円余り、これは第一目総務費委託金の二節の県税徴収取扱委託金が主なものであります。

四十、四十一ページをお開き願います。第十五款財産収入が一千三十三万円余り、歳入に占める割合は〇・一％、前年度対比ではマイナス三八％の六百三十四万円余りの減となったものであります。

四十二、四十三ページをお開き願います。第十七款繰入金が五億二千百十九万円余り、歳入に占める割合は五・七％、前年度対比ではプラス三〇八・九％の三億九千三百七十一万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第二項第二目の地域の元気臨時交付金基金繰入金であります。

四十四、四十五ページをお開き願います。第十八款繰越金が七千六百六十八万円余り、歳入に占める割合は〇・八％、前年度対比ではプラス四一・七％の二千二百五十六万円余りの増となったものであります。

第十九款諸収入が一億五千八百十三万円余り、歳入に占める割合は一・七％、前年度対比ではマイナス一四・六％の二千七百三万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第三項貸付金元利収入が六千八百八十六万円余り、これは地域総合整備資金貸付金元利収入が主なものであります。

四十六、四十七ページをお開き願います。第五項雑入が八千七百二十五万円余り、主なものとしましては、第三目一節の競輪交付金、次のページをお開き願います。三節の原子力施設立地振興対策事業助成金などであります。なお、その

他雑入一千三百九万円余りの詳細につきましては、別に配付してございます平成二十六年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

第二十款町債が十六億五千七百七十八万円、歳入に占める割合は一八・一％、前年度対比ではマイナス一八・九％の三億八千六百二万円の減となったものであります。

五十、五十一ページをお開き願います。主なものとしましては、第七目教育債が四億九千六百三万円余り、これは常盤小学校改築事業に係る整備事業債が主なものであります。

以上、歳入の収入済み額合計が九十一億五千四百十六万円余り、前年度対比ではマイナス一四・一％の十五億七百四十三万円余りの減となったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。五十六、五十七ページをお開き願います。

第一款議会費が九千二百一万円余り、これは議員報酬などの経常経費が主なものであり、歳出に占める割合は一％、前年度対比ではプラス一・六％の百四十二万円余りの増となったものであります。

五十八、五十九ページをお開き願います。第二款総務費が十四億四千七百九十六万円余り、歳出に占める割合は一六％、前年度対比ではマイナス一六・三％の二億八千二百二十五万円余りの減となったものであります。主なものとしましては第一項総務管理費が十二億八千六百八十七万円余り、内訳としましては第一目一般管理費が四億二千八百二万円余り、これは一般職と特別職の給料や職員退職手当組合負担金など人件費が主なものであります。

六十二、六十三ページをお開き願います。第二目財政管理費が二億三千八百十三万円余り、これは公共施設等整備基金などへの積立金が主なものであります。

六十四、六十五ページをお開き願います。第四目財産管理費が七千二百七十四万円余り、これは庁舎の維持管理費用が主なものであります。

六十六、六十七ページをお開き願います。第五目企画費が二千七百九十六万円余り、次のページをお開き願います。こ



れは十九節の津軽広域連合総務費負担金や、まつり実行委員会補助金が主なものであります。

七十、七十一ページをお開き願います。第八目電子計算費が六千七百九十三万円余りこれは十三節の総合行政システム保守業務委託料や住基ネット機器更新業務委託料が主なものであります。

七十二、七十三ページをお開き願います。第十目出張所費が三千百二十八万円余り、これは職員の人件費が主なものであります。

七十四、七十五ページをお開き願います。第十一目駅業務費が一千五百五十二万円余り、これは北常盤駅管理運営業務の委託料が主なものであります。第十二目地域の元気臨時交付金事業費が三億五千三百八万円余り、次のページをお開き願います。これは十五節の農業者トレーニングセンター改修工事費、ふれあいずーむ館改修工事費や、町道等整備費が主なものであります。第十三目がんばる地域交付金事業費が三千七百四十三万円余り、これは十三節の戸籍総合システム構築業務委託料、十五節の消融雪溝整備工事費が主なものであります。

七十八、七十九ページをお開き願います。第二項徴税費が一億九十七万円余り、次のページをお開き願います。これは職員人件費のほか、十三節の固定資産路線価見直し業務などの委託料が主なものであります。

八十二、八十三ページをお開き願います。第三項戸籍住民登録費が四千六百五十二万円余り、これは職員の人件費が主なものであります。

九十、九十一ページをお開き願います。第三款民生費が二十二億九千三百十九万円余り、歳出に占める割合は二五・三％、前年度対比ではプラス一五・八％の三億一千二百五十万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項社会福祉費が十三億九千九百三十五万円余り、内訳としましては第一目社会福祉総務費が一億一千五百二十八万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の福祉バス運行業務などの委託料、十九節の南黒福祉事務組合負担金や町社会福祉協議会補助金が主なものであります。

九十四、九十五ページをお開き願います。第三目老人福祉費が一千六百六万円余り、次のページをお開き願います。こ

れは十九節の老人クラブ補助金や、二十節の施設入所者への老人措置費が主なものであります。第四目障害者福祉費が三億四千三百五十七万円余り、これは十三節の地域生活支援事業などの委託料や次のページをお開き願います。二十節の介護訓練等給付費の扶助費が主なものであります。第五目老人福祉センター費が一億九千六十一万円余り、これは十五節の藤崎老人福祉センター改修工事費が主なものであります。

百、百一ページをお開き願います。第七目重度心身障害者福祉費が一千九百七十五万円余り、これは二十節の重度心身障害者医療費給付費に係る扶助費が主なものであります。第八目国民健康保険整備費が一億七千九十万円余り、これは保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰出金が主なものであります。第九目介護保険整備費が二億五千九百十二万円余り、これは職員給与費等繰出金と現年度分介護給付費繰出金であります。第十目後期高齢者医療整備費が二億二千六百万円余り、これは保険基盤安定繰出金、療養給付費繰出金が主なものであります。第十一目臨時福祉給付事業費が四千九百五十九万円余り、次のページをお開き願います。これは十九節の臨時福祉給付金が主なものであります。

第二項児童福祉費が八億九千三百八十三万円余り、主なものとしましては第一目児童福祉総務費が六千四百四十九万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の保育システム改修業務委託料や、十九節の保育士等処遇改善臨時特例補助金が主なものであります。第二目児童措置費が八億六百三十九万円余り、これは十三節の保育事業の委託料や二十節の保育所運営費、児童手当などの扶助費が主なものであります。

百六、百七ページをお開き願います。第四目子育て世帯臨時特例給付事業費が一千六百五十九万円余り、これは十九節の子育て世帯臨時特例給付金が主なものであります。

百八、百九ページをお開き願います。第四款衛生費が四億八千三百五十万円余り、歳出に占める割合は五・三％、前年度対比ではマイナス三・八％の一千九百二十六万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第一項保健衛生費が二億五千九百二十二万円余り、内訳としましては、第一目保健衛生総務費が五千四十六万円余り、これは安全な妊娠、出産、育児の保健指導や、健康診査のための人件費のほか、十三節の妊婦検診業務などの委託料、次のペ

ージをお開き願います。十九節の弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターの運営費補助金が主なものであります。第二目保健施設費が四千六百九十五万円余り。これは職員の人件費が主なものであります。

百十二、百十三ページをお開き願います。第三目予防費が九千九百十六万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節の予防接種業務や医療個別検診などに係る委託料が主なものであります。第五目乳幼児及び子ども医療費給付費が三千七百二十一万円余り、次のページをお開き願います。これは二十節の乳幼児及び子ども医療費等給付費が主なものであります。

百十八、百十九ページをお開き願います。第二項清掃費が二億二千四百二十八万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節のごみ収集運搬業務などの委託料や十九節の一部事務組合に対する負担金が主なものであります。

第六款農林水産業費が六億二千九百九十四万円余り、歳出に占める割合は七％、前年度対比ではマイナス三〇・七％の二億七千九百四十万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目農業委員会費が三千四百三十六万円余り、これは委員報酬や、次のページをお開き願います。職員の人件費が主なものであります。

百二十四、百二十五ページをお開き願います。第二目農業総務費が六千九百四十三万円余り、これは職員の人件費が主なものであります。第三目農業振興費が九千三百七万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節の農産物拠点づくり基本構想設計委託料や、十九節の経営体育成支援事業費補助金や次のページをお開き願います。担い手確保農地集積事業費補助金など、農業経営を支援するための補助金が主なものであります。第五目農地費が二億二千九十万円余り、次のページを開き願います。これは十三節の農業基盤整備促進事業測量設計業務委託料や、十五節の農業基盤整備促進事業工事費のほか、十九節のほ場整備事業負担金、農地・水保全管理支払交付金が主なものであります。第六目農業集落排水事業費が一億九千五百七十六万円余り、これは農業集落排水事業会計に対する負担金、補助金及び出資金であります。第七目水田営農対策費が一千五百九十二万円余り、百三十二、百三十三ページをお開き願います。これは十九節の米価下落対策助成事業費補助金が主なものであります。

第七款商工費が三千二百六十八万円余り、歳出に占める割合は〇・四％、前年度対比ではプラス三〇・七％の七百六十七万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第二目商工振興費が一千六百二十八万円余り、百三十四、百三十五ページをお開き願います。これは十九節の町商工会補助金やプレミアム付商品券発行補助金が主なものであります。第三目観光費が一千五百八十五万円余り、これは十三節の町観光コンテンツ整備事業委託料や、次のページをお開き願います。十五節の観光サイン整備工事費が主なものであります。

第八款土木費が七億五千百十五万円余り、歳出に占める割合は八・三％、前年度対比ではマイナス三二・五％の三億六千九十一万円余りの減となったものであります。

第一項土木管理費が七千二百六十四万円余り、これは職員の人件費が主なものであります。

百三十八、百三十九ページをお開き願います。第二項道路橋梁費が三億二百四万円余り、内訳としましては第一目道路維持費が三千九百六十五万円余り、これは十一節の光熱水費や、次のページをお開き願います。十五節の防雪柵設置等工事費が主なものであります。第二目道路新設改良費が一億四千七百四十二万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の町道整備測量調査等業務委託料、十五節の町道等整備費が主なものであります。第三目除雪事業費が一億一千四百九十六万円余り、これは生活道路の確保のための除排雪費用であり、十三節の除雪業務委託料や、次のページをお開き願います。十四節の除排雪車両借上料が主なものであります。

第三項都市計画費が一億八千七百八十四万円余り、主なものとしましては第二目下水道事業費が一億八千四百三十四万円余り、これは下水道事業会計に対する負担金補助金及び出資金であります。

百四十六、百四十七ページをお開き願います。第四項住宅費が一億八千八百六十一万円余り、これは十五節の町営住宅建築工事費や町営住宅外構工事費が主なものであります。

第九款消防費が四億八千四百四十五万円余り、歳出に占める割合は五・三％、前年度対比ではプラス八六・五％の二億二千四百六十六万円余りの増となったものであります。百四十八、百四十九ページをお開き願います。主なものとしま

しては第一項第一日常備消防費が二億五百七十四万円余り、これは弘前地区消防事務組合の負担金であります。第二目非常備消防費が三千四百九十八万円余り、これは一節の消防団員報酬や、十九節の区市町村総合事務組合負担金が主なものであります。百五十、百五十一ページをお開き願います。第三目消防施設費が二億四千二百十八万円余り、これは十五節の北分署新築工事費が主なものであります。

第十款教育費が十二億八千六百六十万円余り、歳出に占める割合は一四・一%、前年度対比ではマイナス四八%の十一億八千四百八十五万円余りの減となったものであります。第一項教育総務費が三億九千二百三十五万円余り、百五十二、百五十三ページをお開き願います。主なものとしましては第二目事務局費が二億二千百四十一万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節のスクールバス運行業務委託料、次のページをお開き願います。児童生徒用コンピュータ機器更新業務委託料や、十五節の小中学校屋内運動場天井改修工事費が主なものであります。第三目給食センター費が一億七千九十九万円余り、百五十八、百五十九ページをお開き願います。これは職員の人件費のほか、十一節の賄い材料費や、十三節の学校給食配送業務委託料など、学校給食業務に関する費用であります。

百六十、百六十一ページをお開き願います。第二項小学校費が六億二千百四十七万円余り、内訳としましては第一目藤崎小学校費が二千二百九十五万円余り、次のページをお開き願います。第二目藤崎中央小学校費が二千七百六十四万円余り、百六十六、百六十七ページをお開き願います。第三目常盤小学校費が一千九百六十九万円余りであります。主なものとしましては、職員の人件費のほか、燃料費、光熱水費などの需用費や校舎清掃業務などの委託料であります。

百六十八、百六十九ページをお開き願います。第四目常盤小学校建設費が五億五千百十八万円余り、次のページをお開き願います。これは、十五節のグラウンド整備ほか工事費、プール改築ほか工事費が主なものであります。

第三項中学校費が五千百二十万円余り、内訳としましては、第一目藤崎中学校費が三千三百八十八万円余り、次のページをお開き願います。第二目明德中学校費が一千七百三十二万円余りであります。主なものとしましては、職員の人件費のほか、燃料費、光熱水費などの需用費や、校舎清掃業務などの委託料であります。

百七十四、百七十五ページをお開き願います。第四項社会教育費が二億一千六百五十六万円余り、次のページをお開き願います。主なものとしましては第一目社会教育総務費が一億三千八百十二万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の町文化センター等指定管理に係る委託料や十九節の町文化協会などに対する補助金が主なものであります。百八十、百八十一ページをお開き願います。第四目保健体育費が三千五百二十四万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節のスポーツプラザ藤崎等指定管理に係る委託料や、十九節の県民体育大会実行委員会補助金などの団体補助金が主なものであります。

百八十八、百八十九ページをお開き願います。第十一款災害復旧費が一千九百六十九万円余り、歳出に占める割合は〇・二%、これは豪雨により被害を受けた施設の復旧工事費が主なものであります。

第十二款公債費が十五億四千二百九十五万円余り、歳出に占める割合は一七%、前年度対比ではプラス一二%の一億六千五百三十三万円余りの増となったものであります。第一項第一目元金が十四億百三十七万円余り、次のページをお開き願います。第二目利子が一億四千百五十七万円余り、これは財務省や青森銀行などへの元利償還金であります。

第十三款予備費の各款への充用額が一千六百九十八万円余りであります。

なお、備考欄に記載の充当内容につきましては、別に配付してございます平成二十六年雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

百九十二、百九十三ページをお開き願います。以上、歳出の支出済み額合計は九十億五千九百二十二万円余り、前年度対比ではマイナス一三・四%の十四億五百六十八万円余りの減となったものであります。

これで、平成二十六年藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要について説明を終わらせていただきます。委員からのご質問に対しましては担当部署よりお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（工藤健一君）

決算の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑、お願いします。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入のところでありますけれども、歳入の地方交付税、ページ数でいきますと二十六ページであります。前年比で見ますと、三九・八%ほど、四〇%ほど減だという報告、説明もなされているんですけれども、収入済み額としては三十六億四千三百九十五万円ほどとされているわけですが、この減収の理由と今後の見通しについて、算定替えのこともありますので、今後の見通しについて説明していただきたい。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

地方交付税が昨年度の実績でマイナス二・七%ということになった内容でございますが、交付税は毎年度基礎数値に基づきまして算定しているものでございまして、昨年度は例えば病院、診療所の床の減であるとか、普通交付税の切れた部分等がありまして、全体として下がったものでございます。今年度もその本算定を終えた時点では、総額で三十四億円ほど交付決定なされたわけですが、合併算定替えのことを申し上げますと、実質一本算定で計算した額から算定替えの額を引いた額の一〇%、四千万円ほど減額されました。これは当初六億円のうちの二〇%ということで、六千万円ほど下がるのではないかなという予想をしておったわけですが、交付税の中に地方創生の支援という形での算定もありまして、見込みといいますか、毎年度総務省が行っている地方交付税の算定の中に、地方の元気をつくるための経費が参入されるということから、今回は一億三千万円ほどの地方創生支援という形での基準財政需要額の算定がなされてわけです。こういう結果はありますけれども、地方交付税というものは、総額で一本算定ですと三十億円ほどというふうに見込んでおりますので、まだまだ我が町は、合併の恩恵を受けて交付税を受けているわけですので、今後はその一本算定に見合った町の財政規模にすべき努力をしていかなければならないものと考えております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

五、六千万円の減というようなことから、今後の見通しについて関連して説明もしていただいたわけですがけれども、五、六千万円の六千万円ほどだというふうな見積もり、見通しも示されたときもあったんですけれども、それが四千万円程度の減ではないかというようなことが説明されておりますけれども、その分といいますか、地方創生支援の支援分もあるというようなことで理解いたしました。ただ、地方創生の分については、非常に成果を上げること、そういうことが求められて、それを検証すると、検証委員会もきちんとつくるというようなこともあるので、藤崎町は産業起こしや、あるいは雇用促進、雇用というよりもUターン、Iターンにとっても有利な地域にあるので、比較的有利な、県内では有利な地域にあるんだろうと思いますので、今後とも交付税の動向、それから地方創生の動向を町民にも、我々議員にもお知らせしながら、今後の財政運営を図っていただきたいということを要望しておきます。

それから、次にお聞きしたいことは、ページ数でいきますと七十一ページでございます。電子計算費、八目、その中で住基ネット機器更新業務委託料と一千五十八万円というふうになっておるんですけれども、このことについてなんですけれども、今、国では強力にこの社会保障税番号システム、マイナンバーだと、私に言わせれば、国民背番号カードだなどと思っておるんですけれども、この住基ネット機器更新業務委託料という一千五十八万円ですか。これをやらざる、補助が来たからやるんだというようなことなんでしょうけれども、これやらざるを得なかったこと、もう切りかえていくのではない、切りかえるというよりも、重層的な税番号制度システムを十月からでも番号通知をするんだと言っているわけでありますので、今年度のですね。この昨年度の住基ネットの機器更新業務委託料がやらなければならなかった現実的な理由はどの辺にあったんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）



企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この件は、今回のマイナンバーとは別の作業でございます。住基ネットワークシステムの新しい暗号方式に対応するために、OSの変更が必要になったということから、機器の更新が必要になったものでございます。その後、端末、機器、それからソフトウェアの改修というような形で進めたものでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

税番号システム整備費として三百三十六万円ほど盛っていると、この機器更新、これは全く別問題だというのは、大変よくわかります。しかし、これ住基ネットが暗号方式に変えるとか、しかしそこまで本当にやる必要があるのかどうか、利用率はどれくらい、利用率という言い方が正確かどうかは知りませんが、住民基本台帳から見れば利用率って一体どれくらいになっていたんですか、これ。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

住基ネットというのは、利用率云々よりも、我が町の住民が全国のネットの中で管理していくという、そういうためには参加する必要があるわけです。我が町が参加しないと、こういうことになる、全体のネットワークシステムを利用して、活用する方法が途絶えてしまうということから、今回の危機更新のためには、OSが変わるといふようなことから、今回の整備を行ったものでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

何か静かなようなので、引き続き質問させていただきます。

ページ数は六十七ページでございます。財産管理費の中で、十五節工事請負費ですね。その中で、若松地区産業会館屋根雪害工事費二百十六万円ほど見込んでいるんですけども、これはどのような管理の状態になっていたものなのでしょうか。その修理工事の雪害の内容と施設の概要を説明してほしいと思います。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

若松産業館といいますのは、かつてモードヒフクさんに貸し付けした建物が、現在はデーエムノバホームの発泡スチロールのネットの置き場になってございます。この事案は、ことしの一月四日に大量の降雪があったということから、一月五日にその入口が倒壊したという事案でございます。そのときはお正月休みだったということもあって、発見がおくれたということから、直ちにそのノバホームさんが業者見積もりをして、保険対応で工事を行ったものでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

何か我々に提供されている共済、保険のほうも提示というか、関係資料として町有物件災害共済加入の中にもあるんですけども、若松地区産業会館というのは、二億五千九百九十八万円ほどの目いっぱい金額は二億五千万円ほどついているというようなことなんですけれども、それが雪で玄関部分も含めたところが崩落したということなんですけれど

も、今現在は貸しているのです、賃料的に、賃料を取っているというようなことだと理解して、詳しく、賃料の額は要りませんので、そういう運営をしているということなんですか。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

デーエムノバホームさんに普通財産として貸し付けしている状態でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

いわゆる縫製事業といいますか、そういうのは中国市場やさまざまなもので経営も大変だとは思いますが、今後、継続していくのなら、処分というか、譲渡できるものなのかどうか、その辺も含めて検討していただきたいというふうに思います。それは要望です。

それで、次の質問をさせていただきます。百十一ページでございます。その中の保健衛生費の中の十九節百十ページの負担金補助金及び交付金、その中で津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編推進協議会負担金八万円というふうになってございます。負担金をして、機能再編の協議をしていくというようなことだろうと思うんですけれども、平成の課長からも随時説明も議員も受けておるんですけれども、それで、随時説明も受けておるんですけれども、平成二十七年の三月、その末時点までは、この機能再編というのはどこまでどういう合意がされているものなのか、その辺についてはどのような協議段階になっていらっしゃるのか、説明していただきたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

津軽地域保健医療自治体病院機能再編推進協議会、簡単に言えば協議会ということで、説明させていただきますが、協議会では、部会を二つ設けておりました、総務部会と、それから医療関係者が入る医療部会ということで、協議を進めてまいりました。平成二十六年度中には我々総務部会が三回ほど会議を開き、医療部会のほうも二回ほど会議を開いたと記憶しております。合意した事項については、まず、一つもありません。いわゆる事務局のほうから協議会を設置した趣旨等に沿って、これからどういう形でいけばいいのか、自治体病院をどういう形で再編していけばいいのかということをご提案され、それを協議してきたところでございます。しかしながら、平成二十六年度中に、二十六年度の末というか、半ばごろに、いわゆる自治体病院の再編ということではなく、地域医療の病院の見直しということで、国のほうからそういう大きな指針が平成二十七年度中に出るということになりました。よって、病院の協議会のほうでは、その国のほうの再編のいわゆる地域医療計画が県単位でつくることになりますが、その県単位でつくる医療計画が決定されない以上、さらにその細かい我々が今やろうとしている自治体病院の再編計画もその中に網羅されてくるわけですので、それが見えてこないうちはできないということになりまして、現在は言葉は悪いんですが休眠状態だということでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませか。浅利委員。

○浅利直志委員

現在は休眠状態だというような締めくくりというか、お言葉を発していただいたんですけれども、休眠状態だというのはちょっといかがなものかなと。これから弘前市長もまた黒石もかなり一生懸命にかかってこれを機能の再編をやらなければならないというふうに強調してきた経緯もありますので、問題は県の地域医療計画そのもののプランを待っていると。そして、加速して進めようというようなことだろうというふうに思いますので……。

私が聞きたいのは、そういう中で医療圏の自治体病院再編成推進協議会、略称医療協議会でもよろしいんですけども、県でも地域医療計画をつくると、病院のベット数の削減も含めて、そういうのが示されているわけでありましてけれども、いずれにしても、今後ともこの病院機能再編に藤崎町も積極的にかかわっていくというスタンスなのか、それとも自治体病院は現在はここ我が藤崎では貸しているというか、ときわ会にやるから、一歩引いたようなスタンスでいくのか。その辺はどういうふうな認識で取り組んでいこうとしていらっしゃるのか。これは担当課というよりも町長の思いも聞いたほうがよいのではないのかなと思っておりますので、どういうスタンスで取り組んでいくつもりなのか、その辺について町長にお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ただいまの質疑にお答えいたします。この協議会の立ち上げは、平成二十六年度の春先、年度前ですから、多分二月か三月の上旬のあたりに開催したと、そう思っております。マスコミには八カ町村の首長が腕をつないで写真も出ましたけれども、とにかくこの協議会そのものはこの津軽圏域の医療、救急医療から二次救急から、相対的にもっともっと医師のレベルアップも図りながら、その再編を図ろうということで協議会は立ち上がりました。ただ、我が町においては、ご存じのとおりもう八年前に町立病院をときわ会といろいろな角度から検討して、指定管理しているところでもまたございます。私自体、開設者としての意思ということは、そういうこともありますので、ちょっとこの協議会にはちょっと腰の重いまま入ったような状況でありました。先ほど、福祉課長からの説明もありましたけれども、国の方針、そして県の方針もこの圏域の医療レベルを自治体の再編でいいのかというところもまた担当者からの話もしています。非常に県内でも屈指の民間の大きい病院も、あるいは国、そういうような大きい病院も点在しているのも事実でございますので、もうちょっと様子を見ながら、精査して、今後の検討を図るというようなことで今、休眠状態というような

お話、福祉課長がしましたけれども、時来れば、また継続して、協議検討に入ると、そう思っています。先ほど述べたように、我が町においては、意義は感じているものの、自治体病院を指定管理しているということもありますので、いろいろな意味で、今後検討して、精査していきたいと、そう思っています。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今後の今、県でも示されると、県の病院再編計画ですね。いずれにしても、医師のレベルアップの問題よりも、医師そのものを確保するということが課題になっているから、今までは平成二十六年の三月時点までは、機能再編というようにところにウェートを置いて、自治体病院のあるところの自治体を中心になってやってきたというのも、これも事実でありますので、地域医療のこれからがどうあるべきなのかも含めて、ぜひ担当部局及び町長部局でも慎重に検討をしていただきたいということを要望しておきます。

それから、じゃあ私のほうから次の質問をさせていただきます。ページ数は百十四ページでございます。乳幼児及び子ども医療費給付費等というようなことで、三千七百二十一万円ほど支出されておるわけでございます。前回の町長選挙のときも一番政策的には一番争点となったところでもございました。平田町長が誕生して、この問題にも積極的に取り上げて、私も常盤の議員時代からこの問題も取り上げてきた、子育て支援のためにこれくらい必要ではないかというようなことで取り上げてきた経緯もあるんですけれども、それで現在は中学校までというようなことなんですけれども、その中で、私がお聞きしたいのは、所得制限で対象にならないという方もあるわけですね。何か県から資料をもらいまして、中学校までが県内の四十市町村の中では六割ぐらいが中学校までというのが普通になっているんですね。スタンダードな標準型になっているわけでありまして。それで、まず担当者にお聞きいたします。ただ、我が町の場合、所得制限といえますか、そういうものがあるわけでありまして、それはおよそどれくらいの方が所得が五百万円以

上があるとか、そういうような制限条項がありますんで、それ以上とか、扶養家族によっても違いがあるんですけども、五百万円程度とかって、そういう中で所得制限の対象というのはおよそどれくらいあるというふうに考えられるのか、その辺の現状のおよその認識なり、現状をお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。所得制限の対象者はどれくらいいるのかというご質問ですが、所得制限の対象者を具体的に何名いるかという調査は行っておりません。ただ、三月一日現在ですが、認定されている子供が乳幼児、小学生、中学生を入れて一千二百七十名ほどおります。それで、約認定率が七五％、それで未申請、この未申請の中には所得が多くて、申請しても却下されるだろうというふうに自分で考えて申請しない人や、税の申告をしていない人、それらを含めて四百二十五名ほどとなっております。参考までに、実際、申請を行って、平成二十六年度に所得制限により却下になった方は二十五名でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

単純に役場にお勤めの人ですね。役場だとか、そういう役場に勤めて、夫婦共働きだとか、そういう例えば役場に勤めて三十歳、一人だけ二人勤めればもう対象外なのは当然でしょうけれども、役場に勤めている人でもこの一人勤めていると、あるいは子供も二人いるというような方では、対象にならないのではないのかなと思っておりますけれども、その辺のアウトラインといいますか、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三上郁雄君）

お答えいたします。まず、扶養親族が一人いる方は所得額で二百七十二万二千円が限度額となっております。二人では三十八万円プラスした三百十万二千円、以降、扶養親族一人につき三十八万円を加算した額を限度額と設定しております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありますか。浅利委員。

○浅利直志委員

町長にお聞きいたします。全国的にも、そして県内でも六割、七割方が中学生まで子供の医療費無料化と申しますか、そういう取り組みをして、それがお母さんやお父さんに還元されているし、定着、若い夫婦の子育ての支援のためにということで実施しているわけです。町長も町村会、あるいは近隣の町村でも、国の制度としてやるべきだという、そして実際やっていないのは、黒石だとか、財政難でやっていないと申す地域はあるわけで、そこに住んでいる人は、「おらほはやっていないじゃ」というような地域間格差も出ていることでもあるわけなんですけれども、国の制度として今後も根づくように、財政的なことも含めて要望していくのかどうかという国会にも町村会、あるいは近隣町村と連携して、要望していくのかどうか、必要性があるのかどうかということと。

もう一つは、この窓口で無料にするという取り扱いをすれば、医療費の国庫助成金と申しますか、これを減額するような措置を現在とはとっている、とられているというか、そういう制度の現状があるわけでありまして。ですから、そういう制度って、なぜかといえば、窓口無料にすると医者さ行く回数が余計になるから、それだけ余裕があるから、減らすんだというような論理で今まで来ているんですけれども、この論理自体が地方創生と申しますか、地域の若い世代が地域に定着していくためにも必要な制度だと思うので、そういう今までのペナルティと申しますか、調整を減額するという



ようなやり方そのものについてはどうのお考えなのかどうか、お聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ただいまの質疑に対してお答えします。私がかねてから最低、小学校、もちろん乳幼児もひっくるめまして、義務教育課程の中学校までは、これはどこの市町村で生まれても、この医療費に係るものは自己負担ゼロというのが理想だと思っています。よって、昨年の県選出国會議員と知事部局と市町会は、全員出ます。町村会は理事までの役員だけになります。ですから、ことしはちょっと私、中南の町村会の会長を西目屋の関村長さんにかわりましたので、出られなかったんですが、昨年も県選出国會議員の一番力がある大島理森現議長に、そのことを強く訴えました。どこの市町村に生まれても、その義務教育課程の医療費は格差があってはならないと。これは多少全国の地方交付税の目減りがあったとしても、国會議員団がスクラム組んで、やるべきだというような訴え方もさせてもらいました。また、先般、中南のいわゆる中南の町村会でも県知事、それから部長部局と懇談する重点要望の機会もありました。中南の要望にも、第一に私が今お話ししたような重点要望を訴えています。ただ、その他のフリーになってから、私は三村知事にも、あるいは一戸健康福祉部長にも、そのことを強く訴えてきました。ですから、今後とも町村会の会合あるたびに、あるいは町村会でもまた意見集約をしながら、県の市長会とも同等の協議をしながら、県選出国會議員、国、県にまたそういう働きかけをしていきたいと、そう思うでございます。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと百四十三ページでございます。除雪事業費についてであります。十三節の委託料で除雪業務委託

料五千六百十四万円ほど見ております。そして次の十四節で使用料及び賃借料を除排雪車両借上げ料ということで二千八百七十万円ほど見ておるんですけれども、これにかかわることだと思ふんですけれども、私どもやった、共産党がやった住民アンケートにも、二番目に選択、町でやってほしいことの中で除排雪を充実してほしいというのが多かったんですけれども、私が聞きたいのは、この除排雪車両借上げ料にかかわることだと思ふんですけれども、結局、夜間のメインの除雪は行くけれども、小道の町道でもある程度幅が広くて、その機械は行けないとか、行けば結局玄関に置いていくだけのところが出るから、やれないとか、そういう箇所があるわけでありまして。それで、お聞きしたいことは、そういう除排雪、車借上げ料のこの二千八百七十万円のおおよその内訳と、そういう小道に対する除雪ですね。この辺はどういうふうな形で、何か家庭用の除雪機を買ったその人に機械を借り上げてやってもらっているという箇所も聞いておるんですけれども、その辺の実態はどのようになっているのか。その点をお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。車借上げ料の内容ですけれども、まずは冬季間、通常の除雪以外で排雪作業に入る際の借上げ料としてまず支出されている部分と、あとは今浅利議員のほうからもありました通常の工区が機械入れない場所、それらについての個人への委託、その辺もひっくるめまして、今回の支出になっているわけでございますけれども、特に個人へ委託する部分については、藤崎地区、常盤地区、両地区に一カ所ずつございまして、シーズンで五万円ほどの支出をしている現状もございまして。また、あるいはそれ以外でも自前のハンドガイドを使用してもらいまして、公衆用道路等の除雪もしている箇所がございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○前田信一委員

百二十九ページの農業振興、十九節の農業振興についてちょっとお聞きします。担い手確保・農地集積事業費補助金についてちょっとお聞きします。当初予算では、二千八百九十万円ですか、最終的に四千八百三十六万円になっているんですけども、これについてちょっと説明をお願いします。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。担い手確保・農地集積事業費補助金四千八百二十八万六千円については、これは内容的には二案件がございまして、農地中間管理機構を通じた機構集積協力金で五百五十三万六千円、新規就農者給付金が四千二百七十五万円となっております。新規就農者給付金につきましては、四十五歳以下の新しく農業につく人に対して、百五十万円の助成、この部分でございます。ちなみに、平成二十六年度中の新規の就農者は六名、継続が十二名となっております。計十八名となっております。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに、前田委員。

○前田信一委員

現在、藤崎町の農業、高齢化して、大分高齢化もしていますので、何とかこれを町内だけじゃなく、国内からでも、就農者というのをこれから募っていったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、それらについて、何か施策とか、そういうのを考えているのかちょっと……。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

平成二十二年の農業センサスによりますと、藤崎町の農業従業者の平均年齢が大体六十二歳、全国では六十六歳ですので、若干低目でありますけれども、ただ、平成二十七年度になれば、もっと深刻化しているのではないかと思います。一方、耕作放棄地、町内は一〇・四ヘクタール、全国では四十万ヘクタール、これは滋賀県の面積に匹敵すると言われておりますけれども、平成二十七年の農業センサスの結果がまだ出ておりませんが、耕作放棄地、あるいはまた農業の従業者の平均年齢は大分高くなっていると思われまので、そういったことを勘案しまして、担い手の人たちに農地を集積する政策、これを打っていきたくと。国のほうも十年後には、農地の八割は担い手に持っていくような政策ですので、これに準じて行っていきたくと思っております。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

前田委員。

○前田信一委員

平田町長もリンゴをつくってよく、農業に関しては一生懸命頑張っているんですけども、本当にこれからの将来の私もリンゴをつくっていますけれども、将来というのは本当にリンゴ産業というのはそこそこ今のところは所得もあるわけですし、藤崎町の産業、津軽の産業でもありますし、何とかここら辺、町内だけ見るんじゃなく、もうちょっと広い考え、見方で何とかよろしく願います。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私も関連して質問します。農業後継者対策であります。今、前田議員のほうからも指摘があったように、労働力確保、前田議員は国内外を問わずというところまで、外なしでしたか。訂正させていただきます。県内地域を問わず、私もや

っぱり農家の話を聞くと、後継者を安定的に藤崎の場合は、リンゴ農家の場合は、後継者を育成することが第一課題ではないかというようなお話も聞いておるんですけれども、それで、いずれにしてもいわゆる農地集積や、認定農業者、そういうものを大量に大規模農家というか、そういうのに支援を集中するというような施策が今どんどんやられているんですけれども、ぜひこの町独自のいわゆる上乘せ、県のに上乘せしたり、リンゴ農家の研修だとか、そういうのをやっているんですけれども、町独自として財政も含めて養成、育成のための方策というのを考えていないものなんですか。その辺は、どう町長としては考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

後ほど補足は幸田農政課長が話すと思いますが、今の地方創生の大きな柱にも若手のそのいわゆる育成も入っていますし、販路拡大とか、ブランド確立とか、そういうのも入っています。前の農政課長にも、現農政課長にもとにかく基幹産業が農業なんだと。米とリンゴを中心に、ニンニクとか、アスパラとか、野菜とか等々ありますけれども、何としても、この農業の振興なくして町の発展はないということで、耳にたこができるくらいいつも話ししています。今後は、今年度中かけてまずはリンゴのエキスパートを育てるべく教室とか、塾とか、あるいは水田農家をもっともっとエキスパートを育てるためのそういうカリキュラムを実施していくとか、もろもろ今年度中には案をつくらせます。そして、広くまずは今現状でやっている農家の皆さんのスキルアップを図るために、次年度から教室、あるいは弘大との協定もう結びましたので、弘大には我が町にも農場もありまして、そういう学術の力量も加味しながら、いろいろまた人材育成のためにいろいろなアイデアを出して、実施していきたいと、そう思っています。

また、一方では、全国の町村会で発行している町村週間ということで、一方では、例えば島根県のちょっと北のほうに隠岐の島でしたか、何だかそういう島があって、全国から牧場をやらないかという募集をかけて、また、そこで現地で

やっている農家の新規就農者もあるし、あるいはまたこの間テレビにも入れば、いろいろな意味で募集をかけて、また新規にそこの町に、村に新しい血が入って、その農業振興を図っているいろいろな町もありますので、そういうのもあらゆる角度から情報を仕入れて、もっともっと活力ある農業振興のために努力していきます。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は百七十九ページ、町文化協会活動強化支援事業費補助金四百六十五万二千元、これはどういう内容のもので  
すか、ちょっとお知らせください。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

主なものは、大変秋祭りを一本化して、ことしで三年目の年になると、四年目ですかね、合併して九年目から一本化してやっていますので、そのときにやるのが、旧藤崎音頭と旧常盤音頭と、隣の文化センターの大ホールで交互にこうやりましたよね。その中で、合併十年目、来年十年目で新しい音頭をつくりたいなという各団体の長さんたちが町のほうに要望を持ってきました。それで十年という区切りの中で、新しい歌、新しい踊り、振り付けして、それを普及させるためのDVD作成、新しい歌も吹き込み、あるいは浴衣の補助金等、そういうもろもろの一体的なものを文化協会の強化ということで、出した事業でございますので、ご理解いただきたいと、そう思っております。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

それともう一つ、町文化協会補助金六十万円とありますけれども、これの違うものだと思うんだけど、これもちょっと、今それこそ強化のこれとまた補助金とはまた違うということの理解でいいんですか。

○委員長（工藤健一君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。町文化協会補助金につきましては、今現在、述べるということになってはいますが、町文化協会の運営費補助ということで、補助しているものでございます。この強化支援事業費とはまた性質の違う補助金でございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ページ数は八十七ページの選挙啓発費についてお聞きいたします。予算額が二万七千円と、これに対して支出済額が旅費として二百八十円と。多分これは公共交通機関の旅費だと思いますが、それについて伺います。二百八十円の支出先と伺いますか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまの選挙啓発費のご質問に対してお答えいたします。この支出につきましては、弘前で行われました明るい選挙推進協議会研修費のほうに出張した際の出張旅費でございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

その明るい選挙推進協議会には、加盟はしていないんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

明るい選挙推進協議会につきましては、現在、私どもの町のほうには設置していないような状況でございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

明るい選挙の推進はもちろんですが、地方選挙のあの投票率が低下していると。青森県は全国の中でそれもトップだということで、投票率は高いに越したことはないんですけども、あと一カ月ぐらいで町長選挙も町議会選挙も控えていることでもありますし、来年から選挙権が十八歳まで引き下げられるということで、選挙の啓発、選挙の民主主義への根幹としての選挙の意味というのがこれから問われていると思いますけれども、その辺に対して選挙、選管ではどのようなお考えで臨むのか、担当課に伺います。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

投票率アップに向けての施策ということでございますが、先ほど申しあげました明るい選挙推進協議会の研修会の際に



も、投票場をショッピングセンターに設ける方法等、ほかの市町村でやっている実例の研修でございました。ただ、これは県の選管の方ともお話ししたことがあるんですが、藤崎町の場合には、役場の位置がジャスコの隣ということで、ジャスコでやるのも町の役場でやるのも大して差がないなというのが県の選管とお話ししたときに出て来た話でございました。投票率アップに向けての施策につきましては、今回、十月四日に設定いたしました町長選挙、それから町議会選挙を同時に選挙を行うというのも一つの投票率アップの施策だというふうに私どもは理解しております。それと、次期の参議院選挙から十八歳になることについてのPRのお話ですが、これは国のほうでも県のほうでもいろいろと今現在施策を練っている最中だと思います。私どもも、従来の広報紙、広報無線の回数等をふやす、あるいはまた、特集を組むなどして、PRに努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今までどおりのことをやっていけば、有権者から見ても変わりばえがしないと思うんですけども、例えば藤崎町の特色ある取り組みとして、まず投票場をふやして、高齢化社会になっていますので、より身近な場所で投票ができるようにするとか、そういうことを打ち出していかないと、変わったところを姿勢を見せていかないと、投票率アップにはつなげていかないと思うんですが、その点については担当課ではどのようにお考えですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

今までどおりの対策でなくというお話でございますが、いずれにいたしましても、投票環境を投票しやすいような状況に持っていくというのが投票率アップに向けての本来のやり方だというふうに思います。今後の選挙に向けては、検討

の対象にさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数はこれは百四十七ページですか。この中の委託料十三節委託料、住宅管理費の十三節の、それでその中で、明渡請求等に係る委任事務委託料三十五万四千円ほど支出したということなんですけれども、最近の八月でした、臨時議会でも来ないから訴訟にすることにいたしました。同意をしてくださいというような提案もあったんですけれども、全体として四件だか、五件の明渡請求、あるいは家賃の支払いの調定を求めたはずだと思っているんですけれども、全体何件の調定をやられて、そしてその進行ぐあいはどういうふうな到達になったのか、今後の見通しについて、お示し願いたい。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。今確認されました質問されました内容についてですが、本件については、平成二十六年の十二月定例会において提案し、議決された件でございます。その際に、民事の調停の件で二名、訴えの提起の件で二名おりました。現在進行しているのは、三名でございます。民事調停の件で一件、訴えの提起で二件、いずれにしましても、この三件については、順調に進んではおるんですが、四件のうちの一件の方は、民事調停の方については今現在破産手続中でございます。本件については、その経過を今現在見守っている状況でございます。それ以外の三名の方、一名については、今定例会において提案しております件でございます。民事調停で議決された方でございますけれども、本人が調停を開いた際に、出席できなかったということから、弁護士とも相談の上、訴えの提起に切りかえてということ

で、今回の提案をしたわけでございます。そして、今後は口頭弁論という形で推移していくものと思われまます。ほか二名についても、訴えの提起で提案された方でございますけれども、現在は一名については、ことしの八月七日に第一回の口頭弁論が開催されました。これもまた本人欠席により、口頭弁論が終結となっております。八月十四日で判決言い渡されました。内容については、建物の明渡し、未払いの賃料の支払い、それから訴訟費用の負担ということで、今後は本人から不服申し立て、あるいは控訴がなければ、判決が確定し、強制執行の手続に入っていくという流れになってございます。

もう一件についても、同じく第一回の口頭弁論が開催されましたけれども、口頭弁論の際に本人が欠席ということになりまして、八月四日の日に判決言い渡しされまして、建物明け渡し、未払いの賃料支払い、訴訟費用の負担といったようなことで判決が言い渡されました。今後については判決確定した時点で強制執行の手続に入るという形で弁護士さんのほうと調整しております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

昼に近いですが、今、いずれもじゃなくて、裁判にした二つについても、三十五万円、調停と裁判といいますか、そういうようなことをしたもののについて、もう欠席だから判決出たじゃというようなことですが、そこからが問題なんですよ。というふうな現場では思いもあるんじゃないかなと思っておるんですけども、じゃあ明け渡しと。今お聞きしたいのは、明け渡しも求めているというんですけども、実際その二名なら二名の分については、今の住宅の住んでいるところに今家財など日常用品があるんですか。ないような空っぽのような状態なのか、散乱しているような状態なのか、その辺の現状はどういうふうになるんですか。どういうふうになっていらっしゃるんですか。というのが一つと。

いずれにしても、判決をもらって、来ないような人だから、それに家賃の回収をしようっていったって、法のルール上

はそうだけれども、実際はかなり難しいというのが多いわけでありますので、その辺の見通しについてどういう見通しをお持ちなのかお聞きたします。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。判決出された方については、以前から担当課のほうでも訪問したりとか、あるいは弁護士さんを帯同しながら、その実態を確認しに参ってはあったんですが、何せ本人がチャイムを鳴らしても出てこないような実態とか、生活観がないような状況になっているとか、あるいは子供だけおって、対応してくれなかったとか、いろいろな対応のことでは苦慮した件でございました。本人にも裁判所のほうからも、あるいは役場のほうからも再三にわたり通知等、あるいは裁判所のほうからもいろいろな通知等郵送されておるんですが、それを開封してみた実績もないような感じでございました。郵便ポストも本人が見たような状況もなく、入りっぱなしになっているような状況とか、いろいろございました。そういった状況を踏まえて、我々もそこまで至る経緯の中で、もっともっとその滞納者に対する訪問や、あるいはそういった形での対応を怠ったわけではないんですが、もっともっと強力にその対処していかなければならないというのが我々、今こうして対応していることでは感じているところでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

やっぱり三十五万円程度のというふうに受け取るのか、この問題、やっぱり厳しくというような言い方していたけれども、やっぱり前もって、やっぱりそういう積み重ねをしていく家賃の催促手続だとか、口頭だけじゃなくて文書、文書だけじゃなくて内容証明だとか、そういう前もって前もってやっていくことがより大事になっているのかなというふう

に思うわけであります。このままでいくと顧問弁護士だか何だか知らないけれども、そういう人の収入がふえる一方で、実際的には回収できないというようなこともあり得るわけでありますので、その法的には確かにそういう方向でいかなければならないかもしれないけれども、もっと前もって前もって取り組むということが大事だということを思っているんですけれども、担当課としてはどういうふうに思っていらっしゃいますか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。議員ご指摘のとおりでございます。我々も非常に滞納額の徴収の際には、心を鬼にしてということまではしていないですけれども、その辺も踏まえた形で、きつく対処してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

昼食のため休憩いたします。

再開時刻は午後一時十五分といたします。

休 憩 午前十一時五十九分

---

再 開 午後一時十五分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これは消防に関することです。防災対策費、これはページ数でいけば百五十ページの十八節備品購入費、この中で防災

備品購入費百三十一万八千五百七十二円というのがあるんですけども、この内容はどういうふうな内容になっているのか。先般、町内会等の防災についての話し合いもしたときに、いずれにしても防災備品も食料、この備品ですから、食料備蓄というようなこと以外のものだと思うんですけども、防災備品購入費百三十一万円と、災害用ポンプ購入費六万六千円、この内容をお示し願いたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

防災備品購入費の内訳ということでございますが、内容といたしましては、水中ポンプを五基、それとグリーンネット、グリーンの飛散防止のための大きいネットでございますが、それが十二枚、それからスタンドつきハロゲンライト、それから水防倉庫用備品といたしまして、つるはしとか、スコップとかを準備したものでございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうすると、これは現在はあれですか、もとの北分署というかそこで保管しているというようなことなんですか。保管場所。

それから、何よりも管理や使用のマニュアルというか、基本ですね。災害が例えば私の住んでいるところも水害起きる可能性のあるところなんですけれども、その消防団なりから要請されれば、はい、直ちにお貸しいたしますというふうなことで運用なさるんでしょうか。そういう運用の基本はどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

まず、一つ目の保管場所でございますが、保管場所といたしましては、新しく建設されました北分署の水防倉庫のほうに保管してございます。それと、運用の仕方でございますが、浅利委員おっしゃるとおり、消防団からの要請があった場合には直ちに持っていくか、とりに来てもらうかというふうな対応をしていくつもりでございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ぜひそういう、現在の北分署のところにあるということで、今までは水が出た場合改良区から借りたり、さまざま不便も来たしていたので、その点、ぜひ弾力的な運用でぜひやっていただきたいと思います。

その同じ百五十一ページの北分署新築工事費二億三千五百四十四万円ほどになっているおるわけですけれども、それで工事もして、この附属の資料の中に公有財産というのがありますよね。三百九十四ページ、この中で行政機関、その他の行政機関とかってなっているところは、空白になっているんですけれども、この取得した土地、建物というか、消防屯所というか、消防屯所でないや、北分署ですね。これは財産的にはその他の施設でカウントしているんですか。どういふふうなカウントの仕方をしているものなんでしょうか。何か空白ゼロ状態なんですけれども、その辺、どういふふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

新しい北分署のいわゆる財産上の管理ということですが、北分署につきましては、無償貸与ということで弘前消防事務

組合のほうに貸与する形をとっております。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうすれば、町税で、町税または交付金といいますか、そういうので建てて、町税という言い方が正確でないかもしれないですけれども、起債も一部起きているのではないかなと思っただけですけれども、無償貸与契約をしてしまっているから、あれは消防事務組合のものに貸しているものなんだというふうな説明だったと思うんですけれども、藤崎町の公有財産には、土地そのものも入っていないというふうな理解でよろしいんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

今、建物と土地のうちの土地の件でお話しかと思うんですが、土地も建物も一体として消防事務組合のほうに貸与する形をとっております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

貸与という、無償貸与ですよね。そうすれば、何かいわゆる財産というか、そういうものにカウントする必要はないんですか。その辺、何かこれを見て、何かすごく疑問に思ったんですけれども。そういう取り扱いで来たからそういう取り扱いをしているのか、貸しているなら貸しているその他の施設なり、そういうのに行財政財産調書の中に明記しておいてよいものなんじゃないですか。



○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま委員おっしゃるとおり、そういう取り扱いで来ていましたので、明記はしておりませんでした。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。野呂委員。

○野呂日出男委員

旧藤崎ではなかったんですけれども、合併後、山林が普通財産としてありますけれども、この評価並びに、評価額等の算定はどの程度にしているものですか。ただ、あるという、平米だけ書いていますけれども、どういう見方をすればいいんですか。

○委員長（工藤健一君）

どちらの担当ですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後一時二十四分

---

再 開 午後一時二十五分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

山に関しては、旧常盤時代に大鰐町と相馬村、あちらのほうに山林を所有しておりまして、育成林とか、分収林、そちらで管理しております。したがいまして、行政財産の中には入っておりません。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後一時二十六分

---

再 開 午後一時二十七分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

ただいまの分収林等については、後ほど、あす報告いたします。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

あとほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

四十五ページのまちづくり振興基金について伺います。平成二十六年度は五百四万二千元取り崩しているということなんですが、この取り崩して充てた事業は何でしょうか。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

昨年まちづくり振興基金を崩しまして、利用させていただいたものは、地域の活性化助成金、それから新藤崎音頭のための経費、それから花鳥木ということで、花、木、鳥の選定の、またはそれを普及させるための経費等に利用させていただいております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

平成二十六年に二千八百万円ぐらいでしたっけ、また積み増ししているんですけども、これは最終的にどのくらいの目標で積み立てしていくんですか。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

このまちづくり振興基金は、合併時に合併特例債を活用して、新町の一体感の醸成または旧町村単位の地域振興に役立てるために設けられた基金でございます。当時は毎年二億二千万円ずつ合併特例債と県の合併補助金を活用して十一億円積み立てしました。ただ、標準基金規模ということでお話しさせていただきますと、三億円掛ける合併した市、町の数に人口割、それから合併後の人口というようなことを計算しますと十一億二千四百万円ほど基金造成できるということから、昨年度積み増したものでございます。現在の基金の残高は十一億三千六百九十四万二千元、このうち、一千七百九十四万四千元は、利息運用ということで活用できる資金というふうに考えてございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

百八十九ページのこれは教育施設等災害復旧ライフコート平川水害補修設計監理業務と、それからこのライフコート平川水害補修工事費、一千三百万円ほどなんですけれども、このことについてなんですけれども、現在指定管理をして、NPO法人体育協会に指定管理をしているわけでありまして。それで、災害時にこのライフコートなど、あの水辺と言えば、水辺でない河川敷と言ったほうが正確でしょうけれども、そのときに、第一次的にこの災害、早い話が水が出た当日、前日というか、そういうときの対応は、役場でやるのか、役場とそのNPO法人と一緒にやるのか、基本的にはどういふので対応しようと、この間の災害もあって、どういふふうな対応の基本スタンスを持っていらっしゃるのか、その辺、お聞きしたいと思いますけれども。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。災害はいつやって来るかわかりません。ただ、気象状況は非常に今科学が天文とか、その科学が発達して、ある程度予想できる時代になりました。二年前の台風十八号を教訓にして、とにかくその情報を早いキャッチして、その災害が来たとしても、その被害を最小限にとどめるような状況、これは町が主導でやるべきだと、そう思っています。ただ、体育協会に指定管理していても、今専従の職員が三名しかいません。ただ、町で動くときはもちろん指定管理しているNPO法人の体育協会にも声をかけながら、一緒にして最小限の被害にとどめるような努力はするということで、二年前の九月の台風十八号以来、大したことなくでも、諸備品、土手のほうの上に上げていふというのが教訓を生かしてやっているとこのころでございます。確かに二年前を振り返れば、多少、私初め、担当課長の緊張感も足りなかったと。その辺は深く反省して、今後の災害に備えたいと、そう思っています。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

災害の初期対応と減災ですね。そういう対応は役場が主体的に音頭をとって、対応をすると。業者にも重機もなければ、ゴールポストだとか、移動できないという側面もあるんでしょうけれども、いずれにしても役場が責任を持って、指揮系統も活動もそういう方向でやるということで、ぜひ職員にも徹底して災害本部ができる前であっても、徹底していただきたいということを要請しておきたいと思います。

それで、今のゴールポストだとかって流れたという話も聞いたんですけれども、あれはどこかに引っかかっていったものなんですか、それともその辺はどういうふうな結果になったのでしょうか。ちょっと些末な話なんですけれども……。あそこまで行かないと思うんだよな。その辺はどういうふうな結果になったものなんでしょうか、このお聞きします。

○委員長（工藤健一君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

水害直後は所在等について、ある程度調査をいたしました。その時点で発見はされておられません。その後、河川の管理者でございます建設省等からもそういったここにあったよというようなお話も聞いておられません。結果的には見つからなかったということでございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑はありませか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百二十五ページの農業総務費の報酬のところに農政審議会報酬、食育推進会議委員報酬とありますけれども、半分以上

の金額が使われないで、不用額としてあるということなんですけれども、これは何回ぐらい会議を開いているんですか。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。農政審議会委員報酬は、一人頭四千九百円、一回開催しております、十一人が参加して、その金額になっております。食育推進会議委員報酬は、これは一人頭四千九百円で、年二回開催しております。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

我が町はこういう各種委員会を公募制度をとって公募しているわけなんですけれども、この二委員会も含めて町全体の委員会の中で公募で委員になっている人は全部でどのくらいいるんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま公募の委員ということのお話でございますが、各課各課でそれぞれ委員のほうを管理してございます。私のほうで全体で何人ということで集計すべきなんですけれども、今現在、資料を持ち合わせておりませんので、あしたその件についてはご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

公募の委員を募って委員会を形成しているということなんですけれども、そういう人たちのやる気といいますか、能力、町のその審議会、あるいは委員会に参加して、まちづくりに参加したいというそういう人たちの意思を十二分にも反映させるためにも、こういう審議会、農政審議会、食育推進会議にかかわらず、予定どおり開催して、広く委員の意見を募る委員の意見を受ける体制が必要ではないかと思うんですけれども、この審議会の設置の機能を十分に果たす上からでも、そういう姿勢が必要ではないかと思うんですけれども、それによって公募委員もまたふえてくるという結果につながっていくと思いますが、その辺については町長はどのようにお考えですか。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

お答えします。まさしく奈良岡議員がお話しするとおりでありまして、その部署部署での審議委員会とかありますけれども、町の考え方、そしてまた公募にかかわらず、その委員の考え方を広く聴取しながら、まちづくりを加速することでは、予算どおり、あるいはまた予算以上にもまたいろいろな回数をふやしながらでもやっぱり広く町民の声を聞くべきだと、そう思っています。そういう意味では、今後、これも一つの課題として、今後対処してまいりたいと、そう思っています。ありがとうございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑は、奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

最後に要望ですけれども、公募委員を募っているという趣旨をしっかりと生かすように、これからも取り組んでいただきたいと、こう思います。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私もそろそろ終わりにしたいと思っておるんですけれども。ページ数でいきますと百五十九ページでございます。給食についてであります。そのまたこれは需用費十一節の需用費七千二百五十二万六千百三十二円と、七千二百五十万円ほどだということなんですけれども、この間、この間というか、去年は消費税増税一年目でもございましたんですけれども、この七千二百五十万円というのは前年度と比べてどのような金額になっているのかというのは、その辺については、どんな現状認識なんでしょうか。正確でなくてもいいんですけれども、どういうぐらいふえているとか、給食日数が少なくなれば、少なくなるんでしょうけれども、その辺の賄い材料費がふえているというふうに通常考えられるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

今増税分はさて置きまして、生徒数が少なくなっておりますのと、総数が……、総数でない。失礼しました。営業日といたしますか、前年度が百九十二日で、昨年度が二百日ですので、その辺もありまして、税抜きで考えますと若干減じてるのかという感じでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

生徒数が供給が少なくなっているという、そんなにふえていないというような金額的には、そのトータルでは。



それで、一つだけお伺いしたいのは、材料のことも、材料費にもかかわるんですけども、ほかのところで米の消費をふやすために、米飯の日を余計にすると、今までよりも余計にするとか、あるいはまたパン、麺のときの回数を減らして、この米をふやそうとか、そういうようなことも取り組んでいるところもあるやに聞いておるんですけども、その辺の昨年度については、その辺の取り組みについて、給食センター長のほうで何かこの予算執行に当たってのわかっていることがありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

米飯に関しましては、米粉パン、パンの日が月二回あるんですが、そのうちの一回を米粉パンを用いております。手法としては、ずっとそのまま継続しておりますので、これからも継続してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

平成二十六年度、詳しくは本会議で述べたいと思いますんですけども、平成二十六年度決算については、支出総額の九十億五千九百万円余で、歴代の町長の中でも積極的な予算を暮らしや福祉の面で、あるいはまた公共施設の修繕とい

うことで積極的にやってきたんじゃないかなと、そういうことでもあります。しかしながら、消費税増税の一年目の予算であり、水道料や給食費の賄い材料費の引き上げなど、住民に結局は負担を強いる予算になっていたのかなというふうに思っております。ただ、公共施設の利用料などに転嫁しなかったということについては、評価しているところであります。

二つ目は、子供の医療費の無料化の拡大はされているんですけども、所得制限の撤廃をぜひしていただきたいということです。

三つ目には、給食のパート職員、あるいはまた、児童クラブの指導員、この時給改善がほとんどやられないと。一方では、最低賃金が引き上げられているけれども、この分野は官製ワーキングプアのような状態であるということです。

それから最後には、原子力施設立地対策事業、これは二千百万円ほど盛っているんですけども、使えるものはどんどん使っていていいということではなく、電気料金の引き下げや、あるいは安全対策、あるいはまた電力会社の原資になっているのでありましょう、県を通じて出されているわけでありましょうから、その点での改善なり、依存しない財政をつくるべきだという点で、本決算の認定に同意できません。

○委員長（工藤健一君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤健一君）

起立多数であります。よって、議案第五十七号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十八号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議

題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十八号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、その概要をご説明いたします。

決算書の二百三十八ページをお開き願います。平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計決算は、歳入総額が十九億四千八百五万六千三百七十四円、歳出総額が十九億三千五百五十六万四千七百八十七円となり、歳入歳出差し引き額は一千二百四十九万一千五百八十七円となったものであります。このうち、国民健康保険財政調整基金へ七百万円を繰り入れし、残りの五百四十九万一千五百八十七円は翌年度へ繰り越しするものであります。

二百八、二百九ページをお開き願います。初めに歳入についてご説明いたします。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は、被保険者全員が六十五歳以上七十五歳未満の世帯の世帯主に対して賦課するもので、一節の基礎分現年課税分及び二節の後期高齢者支援金等分現年課税分を合わせた収入済み額は、二千六十万円余りとなったものであります。第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は一節の基礎分現年課税分、二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、三節の介護納付金分現年課税分及び四節から六節までの滞納繰越分を合わせた収入済み額は三億四千六百七十四万一千円余りとなり、一節から三節までの現年課税分の収納率は九一・五％となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は一節の基礎分現年課税分、二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、次のページの三節の介護納付金分現年課税分及び第四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済み額が二千二百四十七万七千円余りとなり、一節から三節までの現年課税分の収納率は九七・一％となったものであります。

二百十、二百十一ページの第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は、町の療養給付費に対する国の定率

国庫負担金であり、収入済み額は三億七千四百八十一万円余りとなったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業の町拠出金に対する国庫負担金であり、収入済み額は一千二百八十五万四千円余りとなったものであります。第三目の特定健康診査等負担金は特定健診及び特定保健指導にかかわる費用に対する国庫負担金であり、収入済み額は四百十九万四千円余りとなったものであります。国庫支出金総額の収入済み額は三億九千八百八十五万九千円余りとなったものであります。

第二項国庫補助金第一目財政調整交付金の収入済み額は一億八千八百二十五万三千元で、内訳は療養給付費等にかかわる普通調整交付金が一億八千四十六万六千元、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や制度改正に伴うシステム改修費などに対するものであり、収入済み額は七百七十八万七千元となったものであります。

二百十二ページ、二百十三ページをお開き願います。第四款療養給付費交付金第一項第一目の療養給付費交付金は退職被保険者の療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、収入済み額は八千八百七十一万一千円となったものであります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率などにより、各保険者間の負担調整を図るもので、支払基金からの交付金の収入済み額は三億六十二万三千元余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は特定健診等にかかわる費用に対する県負担金であり、収入済み額は四百十九万四千円となったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業の町拠出金に対する県負担金であり、収入済み額は一千二百八十五万四千円余りとなったものであります。

第二項県補助金第一目の財政調整交付金の収入済み額は一億一千三百二十八万三千元で、内訳は療養給付費等にかかわる普通調整交付金が九千八百五十一万四千円、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や健康づくりに資する事業に対するものであり、収入済み額は一千四百七十六万九千元となったものであります。

第七款共同事業交付金第一項第一目の高額医療費共同事業交付金は、高額医療費が一件当たり八十万円を超える部分の医療費について、青森県内各保険者間で負担調整をするものであり、八十万円を超える額に一定率を乗じて得た額が青森県国保連から交付されるものであり、収入済み額は四千五百十九万六千円余りとなったものであります。第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費が三十万円を超えた場合、八万円以上八十万円までの部分に一定率を乗じて得た額が青森県国保連から交付されるものであり、収入済み額は一億五千六百九十七万二千円余りとなったものであります。

二百十四、二百十五ページをお開き願います。第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は国保税の軽減に対する公費負担分であり、収入済み額は七千九百六十四万七千円余りとなったものであります。二節の職員給与費等繰入金は町国保担当職員の給与費等であり、収入済み額は二千七百八十七万五千円となったものであります。三節の助産費等繰入金は出産育児一時金に対する繰出基準に基づいた額を繰り入れしたものであり、収入済み額は五百五十六万円となったものであります。四節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るため、繰り入れしたものであり、収入済み額は五千六百万円となったものであります。五節の特定健康診査等繰入金は、特定健診等にかかわる町担当職員の給与費等に対し繰り入れしたものであり、収入済み額は四百八十一万八千円となったものであります。これらの繰入金は一般会計から繰り入れしたものであり、一般会計繰入金の総額は一億七千三百九十万円余りとなったものであります。

第二項基金繰入金第一目の財政調整基金繰入金は保険給付費等の財源に充てるため基金を取り崩したものであり、収入済み額は七千万円となったものであります。

第十款繰越金第一項第二目のその他繰越金は前年度からの繰越金であり、収入済み額は九百十二万四千円余りとなったものであります。

二百十六、二百十七ページをお開き願います。第十一款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は過年度分の国保

税の納付の際に発生する延滞金であり、収入済み額は二百万一千円余りとなったものであります。

第三項雑入第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等において治療に国民健康保険を使用したため、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済み額は三十万二千円余りとなったものであります。第三目の一般被保険者返納金は傷害事件において治療に国民健康保険を使用したため、保険者負担分を使用者が返納したものであり、収入済み額は百三十九万三千円余りとなったものであります。第五目の雑入は、公用車の廃車に伴う自賠責保険料の還付金などで、収入済み額は四万六千円余りとなったものであります。

次に、歳出につきましてご説明いたします。二百二十二、二百二十三ページをお開き願います。

第一款総務費第一項総務管理費第一目の一般管理費は職員の人件費等の経常経費が主なものであり、支出済み額は二千八百五十八万七千円余りとなったものであります。第二目の連合会負担金は青森県国保連の運営事務にかかわる町負担分であり、支出済み額は百四十九万一千円余りとなったものであります。二百二十四、二百二十五ページをお開き願います。第三目の運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬などが主なものであり、支出済み額は十三万五千円余りとなったものであります。

第二款保険給付費第一項療養諸費第一目の一般被保険者療養給付費は支出済み額が十億一千六百五十九万五千円余り、第二目の退職被保険者等療養給付費は支出済み額が六千四十七万八千円余り、第三目の一般被保険者療養費は、支出済み額が九百九十五万二千円余り、第四目の退職被保険者等療養費は、支出済み額が六十九万八千円余りで、次のページの第五目審査支払い手数料の支出済み額四百七十四万九千円余りを加えた第一項療養諸費の支出済み額は、十億九千二百四十七万四千円余りで、前年度比四百七十五万円余りの減となったものであります。

二百二十六、二百二十七ページの第二項高額療養費は第一目の一般被保険者高額療養費から第四目の退職被保険者等高額介護合算療養費までを合計しまして、一億二千二十三万円余りで、前年度比二百六十一万三千円余りの減となったものであります。

二百二十八、二百二十九ページをお開き願います。第四項出産育児諸費第一目の出産育児一時金は、支出済み額が八百三十四万円で、第五項葬祭諸費第一目の葬祭費は支出済み額が百七十五万円となったものであります。

第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金と第二目の後期高齢者事務費拠出金を合わせた支払基金への支出済み額は二億六千七百三万一千円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により支払基金へ納付するものであり、第二目の事務費拠出金と合わせた支出済み額は二十万四千円余りとなったものであります。

二百三十、二百三十一ページをお開き願います。第五款老人保健拠出金第一項第二目の老人保健事務費拠出金は、制度の精算にかかわる事務費拠出金であり、支出済み額は一万円余りとなったものであります。

第六款介護納付金第一項第一目の介護納付金は、国県等の公費負担分と介護保険二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を財源とし、介護費用の負担分として支払基金へ納付したものであり、支出済み額は一億四千一万六千円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金、第二目のその他共同事業拠出金及び第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は、青森県国保連が事業主体となり、高額な医療費に県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金であり、支出済み額は二億三千二百六十万七千円余りとなったものであります。

第八款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診にかかわる職員の人件費等の経常経費及び特定健診等の業務委託料が主なものであり、支出済み額は二千二百二十九万円余りとなったものであります。

二百三十二、二百三十三ページをお開き願います。第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、特定健診受診者に対する保健指導事業費やジェネリック医薬品利用差額通知業務委託料及び医療費通知業務委託料などが主なものであり、支出済み額は二百四十七万七千円余りとなったものであります。

二百三十四、二百三十五ページをお開き願います。第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は六万円を積み立てたものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は、国保に加入したまま他の保険にも加入し、国保の離脱届けをしていない方などによる国保税の還付金であり、支出済み額は五十九万七千円余りとなったものであります。第三目の償還金は、平成二十五年度の療養給付費等国庫負担金、県調整交付金、支払基金の退職者医療費療養給付費交付金の精算にかかわる返還金であり、支出済み額は一千八百六万四千円余りとなったものであります。

以上が議案第五十八号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要についてのご説明でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数が、これは二百三十三ページの保健事業費疾病予防費、その中で金額はわずかなんですけれども、ジェネリック医薬品利用差額通知業務委託料というようなことで四万一千八百円ほど見込んでいるんですけれども、これをやる、これはジェネリック医薬品を使った人に対してやるのか、こういうジェネリック医薬品を使えば医療費もうちょっと安くなりますよというような通知なのか、この実態的にこの四万円の出費というのは今後はこの内容を明らかにしていただきたいと思えます。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）



お答えいたします。現在、被保険者の方がお使いになっているお薬と同等のジェネリックの医薬品がある場合、現在のお薬でこれだけお支払いになっておりますが、同等のジェネリック医薬品を使いますとこれくらいになり、差額がこれくらいですよというような通知を年二回、出していただいている経費でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そういう説明を聞くと、専門的な知識もなければならぬというようなことにならざるを得ないんですけれども、ならざるを得ないのかなと思うんですけれども、それを年間四万円程度でこれからずっとやっていけるということなんですか。それ、この委託業者と医療費通知業務委託料五十八万円ほどやっている業者というのは、これは同じ業者なんですか。その辺はどういう取り扱いになっているんでしょうか。委託先についてお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。青森県国民健康保険連合会で行っております。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

国保の滞納の問題ともかかわるんですけれども、私がお聞きしたあのデータによりますと、短期保険証、資格証明書の件なんですけれども、についてお聞きしたいなと思っているんですけれども、平成二十六年六月一日現在では、短期保険証は百十九件、交付世帯数としては百十九件、そして平成二十六年ですんで、平成二十六年の時点で資格証明書は

二十三件というようにお聞きしておるのですけれども、これは前年度から比べれば、減少しているというふうに思っているのですけれども、これらは何か特別の納付相談をやったから、その辺の理由ですね。あるいは差し押さえをどんどんやったので、納めるようになったんですとか、その辺の理由はどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。短期保険証の交付なんですけれども、平成二十七年の六月では百十世帯にまた減少しております。その理由ですが、誓約書を提出して、納めなかった方がまた納め始めたというような事例などがあるというふうに聞いております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

保険証の交付、保険証のことについて関連してお聞きするのですけれども、高校生まではたとえ親がそういうような状態であっても、正規の保険証を発行すべきだと、私は思っているだけじゃなくて、厚労省もそういう通知を以前、出しているわけなんですけれども、その辺は、この短期被保険者証交付が百十世帯というふうなことであっても、正規の十八歳未満については正規の保険証が交付されているんですか、実態はどういうふうになっていらっしゃるんですか。その辺、資格証明書は二十三件ほどだと思っておるのですけれども、その辺はどういうふうな取り扱いになっているのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。短期保険者証、また資格証明書の世帯であっても、高校生世代以下の子供さんには、有効期間六カ月の保険証を交付しております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

六カ月の保険証だと。短期保険証を交付している世帯のそうすれば、その方も六カ月の、十八歳未満の方も六カ月の保険証を交付しているということなんですか。今、何か別々の一人一人に保険証を交付したりしていますよね。未成年だから、一緒なのかもしれませんが、その辺は、短期保険証の場合も世帯主が短期保険証の世帯についても、有効期間六カ月の十八歳未満についてもそういうふうに行っているということですか。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。短期保険者証の世帯の世帯主に対しましては、役場のほうの税務課で納税相談をした上で、住民課のほうで保険証を交付しておりますので、納税相談に来なくて、保険証もまだ交付されていない方もおりますが、そういう世帯であっても、十八歳未満のお子さんに対しては、こちらで六カ月の保険証を郵送しているということでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ぜひというよりも、その辺はしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それで、この結局、これは厳密な話でもなくてよろしいんですけれども、税にかかわることなんですけれども、結局国保を納めるといってでも、国保の医療分と後期高齢者の分とそれから介護納付金というか、介護分というか、もう三つが合算されて、そして分割して納めるといような形になっているもので、私が県から、県の聞いた限り、資料に基づいてお話ししますと、結局いわゆる課税所得が二百万円の人で、そうすると三十三万円引くと、百六十七万円の人で、夫婦と子供二人、そういうある程度の働き盛りの人であれば、藤崎町の保険料は三十七万二千五百、介護分というか、そういうのを含めますと、三十七万二千五百四十円にもなるというように県の資料でありました。また、五十万円、夫婦で年金暮らしの人も試算もしてもらったりしたんですけれども、お聞きしたいのは、このいわゆる実質所得がふえない、あるいはまた年金が削られる、そういう中で、百六十、課税標準三十三万円引いた、そういう人が三十七万円も納めなければならないというのは、かなりのいわゆる負担感が伴うものじゃないかなという認識があるんですけれども、その辺は、何か町長、町長、その辺はどういうふうな認識なんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

この国民健康保険はサラリーマンとか、社会保険で勤めていない方の自営業とか、農家とか、そういう方が皆保険、国民みんな保険制度で維持しているわけですよ。ですから、本当は滞納というのはあってはならないことなんです、生活困窮している方々、国民もちょっとふえているような感じを受けています。ですから、国民全体でこの維持をしていくということをもっともっとやっぱり広報紙とか、あるいはいろいろな場面で、町民にもやっぱり訴えながら、この制度をみんなして守っていくというような認識をやっぱり持つべきだと思うんですよ。そういう意味では、今後担当課ともども努力してまいりたいと、そう思っています。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質問はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

もう一点お聞きします。何かちょっとページ数はちょっとはつきりしなくなったんですけれども、質問をお許し願いたいと思います。それで、平成二十六年度の国保決算で、基金から七千万円も繰り入れて、ようやく年間の収支決算で黒字を出したというふうなやり繰りしたというようなことなんですけれども、基金から七千万円も繰り出すという当初からそれをばって使ってやったということ自体、余り正常なやり方じゃないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどういう認識ですか。何か七千万円とりあえず崩すから、後でまた五千万円も入れてあげますかという、そういう財政当局とのやり繰りがあって、そういうふうになっているんでしょうか、その辺はどういう財政上のやり繰りなりをしておるのでしょうか。その点をまずお聞きします。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えします。平成二十六年度については、当初予算で三千万円の基金の取り崩しを予定しておりました。その後、歳入の部分で四千万円ほど不足だということで、基金を取り崩して四千万円入れております。そのほかにも、税収が思うように当初の予算より下回っているということで、一般会計からの繰り入れも九月の補正でたしか三千数百万円ぐらいしたと思っております。現在の基金の残高も合併当初に比べますと、非常に少なくなっておりますが、ただ、一般会計からも多額の基準外の繰り入れなどをしてしておりますので、基金を七千万円、取り崩したということは、やむを得ないのではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑、浅利委員。

○浅利直志委員

何か基準外も含めて実はちょっと調べてというか、県のほうに聞いたんです。そうしたら、いわゆる一般会計から法定外繰り入れをしているというのは、四十市町村の中で二十自治体もあるんですね。金額の大きい少ないは別にして。そうしますと、データにより、平成二十五年度で藤崎町は八百万円ほど、八百七十八万円ほどが基準外から繰り出したというふうなカウントをしているようなんですけれども、いずれにしても、運営を県に一本化していくというような、過渡的な段階だというようなことで、基準外繰り出しも含めて、保険料はこれ以上上げないというような方向でやるつもりなのかどうか、その辺の基本的な姿勢をはっきりさせていただきたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

お答えします。

確かに町民にとっては保険税が安ければ、それはそれでいいのかなと、そう思っております。ただ、今、住民課長からも説明があったように、毎年毎年一般財政から、一般財源から基準外繰り入れもひっくるめて、相当こう国保には特別会計には繰り出ししているというところがございます。また、四十市町村の保険料はまちまちでございますけれども、今、四十市町村でも安いほうから数えて今五番目ぐらいのランクにいます。ですから、町の財政も鑑みて、今後その保険税を上げるか上げないか、据え置くか、その辺は十分将来を見据えた上で、今後検討していく時期に入ってきていると、そう思っております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

下位から五番目というのはちょっとどうかなというお互いに精査して、つまり介護保険分も入るものですから、医療分は五番目ぐらい安いんですよ。だけれども、介護保険分も含めて、後期高齢者支援分も含めますので、四十市町村のうちの下の方の三分の一ぐらいかなというような認識は持っているんですけども、いずれにしても、問題は、市町村比較よりも所得に対する負担割合が高い。だから二百万円の人でも三十五万円も結局納めなければならないというようなことがあるので、所得に対する負担割合が高いという現状が確かに医療費はかかるようになっているのも事実でありますけれども、その辺、値上げをしない方向でやっていただきたいということを要望して、要求しておきたいと思いません。答弁は要りません。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十九号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十九号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、その概要をご説明いたします。

決算書の二百六十四ページをお開き願います。平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が二億

九千百三万五千五百三十六円、歳出総額が二億八千九百七十万一千六百五十九円となり、歳入歳出差し引き額は、百三十三万三千八百七十七円となったものであり、これは翌年度へ繰り越しするものであります。

二百五十二、二百五十三ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入済み額は四千五百七十八万一千円余りとなったものであります。第二目の普通徴収保険料は、一節の現年度分普通徴収保険料及び二節の滞納繰越分普通徴収保険料を合わせた収入済み額が一千八百四十三万八千円余りとなり、普通徴収保険料の収納率は九五・四％となったものであります。また、保険料総額の収入済み額は六千四百二十一万九千円余りとなり、収納率は九八・六％となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目事務費繰入金の収入済み額は二千四百八十三万一千円余りで、内訳は後期高齢者医療事務にかかわる町担当職員給与費等繰入金が一千九百六万二千円余り、広域連合職員の給与費等にかかわる共通経費の町負担分が五百七十六万九千円となったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は保険料の軽減額に対する公費負担分を繰り入れしたものであり、収入済み額は四千八百二十三万一千円余りとなったものであります。第三目の療養給付費繰入金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、収入済み額は一億五千二百九十三万八千円余りとなったものであります。これらの繰入金はいずれも一般会計から町負担分として繰り入れしたものであり、繰入金の総額は収入済み額で二億二千六百万一千円余りとなったものであります。

二百五十四、二百五十五ページをお開き願います。第五款繰越金は前年度からの繰越金であり、収入済み額は四十四万五千円余りとなったものであります。

第六款諸収入第三項第一目の返納金は、前年度の療養給付費の確定に伴い、広域連合からの返納金として返還されたものであり、収入済み額は十九万九千円余りとなったものであります。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。二百六十、二百六十一ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の経常経費、後期高齢者医療システムの保守業務委託料などが主なもので



あり、支出済み額は一千八百六十七万三千円余りとなったものであります。

第二項第一目の徴収費は徴収にかかわった費用であり、支出済み額は三十九万円余りとなったものであります。

二百六十二、二百六十三ページをお開き願います。第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金の支出済み額は二億七千二十二万五千円余りで、内訳は町で徴収した保険料及び保険料軽減額の公費負担分の保険基盤安定負担金等を広域連合へ納付する保険料等負担金が一億一千百五十一万八千円余りで、広域連合職員の給与費等にかかわる共通経費の町負担分である広域連合事務費負担金が五百七十六万九千円、広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であります療養給付費負担金が一億五千二百九十三万八千円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第二項繰出金第一目の一般会計繰出金は、前年度の療養給付費負担金の確定に伴い、広域連合から返納された返納金を一般会計へ繰出金として精算したものであり、支出済み額は十九万九千円余りとなったものであります。

以上が議案第五十九号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要についてのご説明でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十号平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

議案第六十号平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件をご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成二十六年の実質収支についてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、三百四ページをお開き願います。平成二十六年の決算は、歳入総額が十七億四千三百五十八万三千二百三十二円、歳出総額は十六億九千三百六十七万一千八百九十二円となり、歳入から歳出を差し引いた剰余金四千九百九十一万一千三百四十円は、その全額を地方自治法第二百三十三条の二の規定により、介護保険財政調整基金へ繰り入れしたものであります。

次に、二百七十ページ以下の歳入歳出決算書款項別集計表、また詳細につきましては、決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それでは、二百七十ページの歳入歳出決算書款項別集計表をお開き願います。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

第一款保険料第一項の介護保険料は、調定額二億九千六百二十六万五千八百十円に対し、収入済み額二億八千四万七千四百四十円で、収納率は九四・五％となりました。

第三款の国庫支出金は四億七千八十一万八千八百十六円となり、第四款の支払基金交付金は四億六千六百九十五万六千円、第五款の県支出金は二億四千七百五十五万二千九百四十円となったものであります。

続きまして、第六款の財産収入は介護保険財政調整基金の利息であり、二千四百四十四円となったものであります。

第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は二億五千九百十二万円となり、第二項の基金繰入金一千五百九十三万四千円は介護保険財政調整基金からの繰り入れしたものであります。

次に、第九款の諸収入第三項雑入第三目の雑入三百十五万八千二百九十二円は、支払基金から平成二十五年の過年度

交付金として支払われたものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、二百七十二ページをお開き願います。

第一款の総務費第一項の総務管理費三千九百四十三万三千四百五十四円は職員人件費等が主なものであり、対前年度比七・九％の減となりました。減少した主な要因として人事異動によるものであります。

次に、第二項の徴収費五十九万三千二百七十六円は、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。

次に、第三項の介護認定審査会費一千二百三十一万六千八百七十四円は介護保険の要介護度等の判定に係る費用で、津軽広域連合の介護認定審査会の負担金五百二十三万九千円が主なものであります。

次に、第四項の趣旨普及費四万三千三百七十二円は、介護保険制度普及のため、第五項の介護保険運営協議会費二十七万九百十円は介護保険運営協議会の費用であります。

次に、第二款の保険給付費は十五億九千六百六十一万九千四百五十三円となり、前年度比〇・三％の増となったものであります。

次に、第三款の地域支援事業費第一項の介護予防事業費六百九十三万六千五百円は、一号被保険者全てを対象とした一次予防事業と、要介護状態になるおそれが高いと認められた高齢者に対する二次予防事業の経費であり、介護予防のための運動機能の維持向上のための事業や閉じこもり予防事業を実施したものであります。

次に、第二項の包括的支援事業任意事業費二千四百五十四万七千八百四十一円は、地域包括支援センターの運営に係る費用等であります。

次に、第四款の基金積立金第一項の基金積立金三百万二千四百四十四円は、介護保険財政調整基金から発生した利子二千四百四十四円と、過年度分収入である平成二十五年度支払交付金のうち、三百万円を介護保険財政調整基金へ積み立てしたものであります。

次に、第五款諸支出金第一項償還金及び還付加算金八百九十二万六千六十四円は、平成二十五年度分の国県補助金等の

精算による返還金が主なものであります。

次に、決算事項別明細書により、重点部分をご説明申し上げますので、二百七十八ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料第一項の介護保険料第一目の第一号被保険者保険料は二億八千四万七千四百四十円となり、徴収率は九四・五％、対前年度比で〇・七％減となりました。今後とも普通徴収者への制度の普及説明と訪問徴収を強化し、収納率の向上に努めるものであります。なお、お亡くなりになった方や督促に対して音信がない、二年の時効として処分した不納欠損額は五十件、五百二十八万二千七百七十円でありました。

次に、第三款の国庫支出金第一項国庫負担金第一目の介護給付費負担金三億六百六十一万七千五百一十一円は、居宅介護給付費用に対する二〇％、施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。

次に、第二項の国庫補助金第一目の調整交付金一億四千八百九十九万五千円は、国が各市町村の施設等給付費の状況により調整した結果支出されるもので、九・二九％の交付率となったものであります。次に、第二目の地域支援事業交付金（介護予防事業）の二百一万四千二百五十円は、介護予防事業費に対する二五％分の国の法定負担金であります。

次に、第三目の地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）一千七十万八千五十五円は、地域支援事業費等に対する三九・五％分の国の法定負担金であります。

次に、二百八十ページをお開き願います。第四款の支払基金交付金第一項支払基金交付金第一目の介護給付費交付金四億六千四百六十一万円と第二目の地域支援事業支援交付金二百三十四万六千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費と、介護予防事業費に対する二九％分の法定負担金であります。

次に、第五款県支出金第一項県負担金第一目の介護給付費負担金二億四千百十九万一千七百八十八円は、居宅介護給付費に対する一二・五％分と施設等介護給付費に対する一七・五％の県の法定負担金であります。

次に、第二項の県補助金第一目の地域支援事業交付金（介護予防事業）百万七千二百二十五円は、介護予防事業に対する一二・五％分の県の法定負担金であります。

次に、二百八十二ページをお開き願います。第二目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）五百三十五万四千二十七円は、包括的支援事業費に対する一九・七五％分の県の法定負担金であります。

次に、第七款繰入金第一項一般会計繰入金第一目の介護給付費繰入金二億百六十七万九千円は、介護給付費に対する一二・五％分の国の法定負担金であります。次に、第二目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）百八万五千円は、介護予防事業費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。次に、第三目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）五百二十二万五千円は、包括的支援事業費に対する一九・七五％分の町の法定負担金であります。次に、第四目のその他一般会計繰入金五千百十三万一千円は、職員人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金であります。

第二項の基金繰入金第一目の介護保険財政調整基金繰入金千五百九十三万四千円は、財源補填のため基金から繰り入れたものであります。

次に、歳出の大半を占める介護保険給付費と地域支援事業費についてご説明を申し上げますので、二百九十四ページをお開き願います。

第二款の保険給付費第一項介護サービス等諸費第一目の介護サービス等諸費十四億一千九百八万七千八百六十八円は、要介護状態にある方がお使いになったサービス給付費であり、対前年度比では〇・〇六％の伸びとなっております。内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費が五億六千七百七十七万五千十九円、前年度比四・九％の増、地域密着型介護サービス給付費は二億七千三百三十一万九千九百十円、前年度比二・〇％の増、施設介護サービス給付費は四億九千七百二十四万四千三百十八円、前年度比六・九％の減となったものであります。第二目の介護予防サービス等諸費五千七百六十一万二百八十九円は、要支援状態にあるお方がお使いになった介護予防に係る費用で、前年度比では五・七％の増となりました。

次に、第三項の高額介護サービス等費第一目の高額介護サービス等費四千四万三千三百八十九円は、同一月内に受けた

サービスの自己負担額がそれぞれの世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給されるもので、〇・四％の減となりました。

次に、第四項の高額医療合算介護サービス等費第一項の高額医療合算介護サービス等費三百九十八万九千八百八十七円は、介護保険と医療保険の両方を利用したときの年間の自己負担額が世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給したものであります。

次に、二百九十六ページをお開き願います。第五項の特定入所者介護サービス等費第一項の特定入所者介護サービス等費六千九百十四万八千九百三十円は、所得の低い方が施設サービス等を利用した場合に、所得に応じてその食費、住居費等の一部として支給したものであります。

次に、二百九十八ページをお開き願います。第三款の地域支援事業費第二項包括的支援事業・任意事業費第一項の介護予防ケアマネジメント事業費四百四十一万九千円と、第二項の総合相談・権利擁護事業費八百三十一万三千四百円、第三項の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費一千十萬六千四百八十八円は、地域包括支援センターの運営に係る費用であります。地域支援事業、特に包括的支援事業は平成二十二年四月から町社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターが中心となり、介護予防に関する事業、総合相談窓口事業、権利擁護事業などを実施し、相談件数は三千二十八件となりました。

以上が平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての概要でございます。ありがとうございました。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

最後は、説明の中で社会福祉協議会を中心とした相談件数が三千二十八件にも及んでいますというふうなことなんですけれども、どういう内容を累積してそういうふうに一年間でということですか。どういう内容を累積してそういう内容になるんですか。お知らせください。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ちょっとお待ちください。今資料を出します。

浅利委員のご質問にお答えを申し上げます。まず、三千二十八件というのは一年間の相談件数でございます。相談内容としては、ケアマネの支援ということで六十九件、介護相談ということで九百八件、経済的な相談ということで四十八件、権利擁護の相談として六十三件、高齢者の虐待ではないかという相談で七十七件、その他の件数として五十五件、それから予防等の活動として一千八百八件ということで、合わせて三千二十八件という内容となっております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

いずれにしてもそういう予防相談、たしか今一千件と言っておりましたんですけれども、カウントの仕方にもよるんですけれども、これほど相談も寄せられているのであれば、相談だけが寄せられているのか、社協の経営も大変になっていますよね、今ね。ライバルの福祉施設が多くて、要支援の人や、あるいはまた介護度が軽い人も、何かいまいち、一千件だとかというのがちょいと一千件というのは、トータルで三千二十八件で、予防相談が一千件というあたりなのがちょっと信じられないんですけれども、今その辺は、基準をそれなりに明確に今後させていってほしいなというふうに

思いますんですけれども、それで、私が関連してお聞きしたいのは、特定、このページ数でいくと、これは二百九十七ページですか。特定入所者介護サービス事業の一の事業費の中の二百九十七ページの支出済み額が六千九百十四万円ほどになっているということで、その中の主な特定入所者介護サービス費が六千九百十四万円というふうになっておるんですけれども、その内容というのは、もう一度説明していただけたらなと思います。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず特定入所者介護サービスとは、介護保険制度において所得が低い要介護者が施設サービスなどを利用した場合にかかわる食費と住居費の負担を軽くするために支給される介護給付費のことです。対象サービスとしては、介護保険施設サービス、指定介護療養施設サービス、指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護、短期入所者生活介護等々の費用に対するものでございます。ちなみに前年度比〇・三%の減となっておりますが、実際の支払い件数は五十九件ふえまして、二千九百三十件となっております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

食費や住居費も含めて、低所得者に対する支援というような中身で、この辺はさらに強化する必要があるのかなというふうに思っておるんですけれども、もう一つお聞きいたします。

ページ数でいきますと、これは二百九十三ページですか。介護認定審査会、認定調査費等というようなことで、一千二百三十一万円ほど計上されておるんですけれども、今後認定審査やあるいは認定の変更といいますか、現状維持の人、あるいはもっと介護を認定してほしいというような介護度一じゃなくて、二だの三だのというような変更、これは変更



といたしませんでしたね。再申請といたしますか、そういうようなものがふえることが予想されるんですけども、認定調査をやって、全然認められなかったとか、そういうような人はどれくらいおありなのかどうか、その辺、キャッチしている、捉えているのがありましたら、お聞きしたいなと思っておるんですけども、その辺はどうでしょう。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

私の今の記憶では、認定調査で非該当になった方というのはないと記憶しております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、介護の一、二じゃないけれども、要支援一、二とか、そういう該当にはなったというようなふうを受けとめたんですけども、要支援のほうを今後は町の事業としてやっていくと。来年からですか、来年度ですね、そういうようなことになっておるんですけども、それについてはそれぞれの福祉施設というか、介護施設というか、足並みをそろえて、来年度から実施するというような方向で進んでいるものなんですか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。三月議会で条例改正をいただきまして、この要支援者、いわゆる今現在の要支援者、予防給付のことではありますが、これらの方につきましては、条例の中では平成二十九年度から一応委託事業で切りかえていくという方針で計画してまいっております。しかし、これがやはり今後介護保険事業の中の大きな柱になるんじゃないかと

ということで、町内のいわゆるボランティア組織等を利用して、いわゆる今まで事業者の方がお世話をしていただいたその事業を少しでも民間のいわゆるその事業者でない方、我々ボランティアと言ってでも、ある程度の有償のお金は若干は払う形にはなるんですけれども、そういうボランティア組織を利用して、体力測定やそれから体力の維持や、それから簡易的なデイサービスとか、そういうやつをできれば平成二十八年度から前倒しして実施できないかということで、現在、係の中で検討し、関係包括、それから社協も含めてその方向に向かって今、実施に向けて協議している段階でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

私の質問の中で、来年度からというのは、私の理解不足で、平成二十九年度から条例で決めているということなので、その点は訂正したいと思っております。

ただ、今、課長から言われたのですけれども、ボランティア組織でやるというのは、その技能の点やそういうようなことから、実際はかなり難しい側面もあるんじゃないかなというふうに思いますんですけれども、つまり民間の介護保険をスタートした時点では、家族介護ができないのは、施設介護、あるいはまた通所介護だとかというようなことで、スタートをやり始めたけれども、もう負担金がふえるからというようなことで、通所じゃないボランティアによる、そういうのもやってみようという、やってみようというか、制度として実施しようという方向で進んでいるんですけれども、この地域で専門の今までやってきた業者の方が、介護業者の方がほとんどやるんじゃないかというふうには思っているんですけれども、その辺、民間のボランティアなどを利用した組織というのを実際できるのはかなり難しいなというふうに私は思うんですけれども、その辺はどういう見込み、見通し、話し合いをしているんだというようなことなんですけれども、どういうふうな見込み、見通しなんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。あくまでも介護度というか、軽度なその障害というか、軽度な方を利用したものを意識しておりまして、それとあわせて今現在介護予防サービスを提供している事業者を排除するということではないんです。あくまでもその中で民間のその組織を新たに組織したり、それから今ある現在あるそういう組織を活用して、軽度の方をまずはそういう助け合い運動みたい……、社会福祉協議会の全国の全社協というところでは、全国助け合い運動事業と称して、これからそういう形でやっていこうということで、各単位協のほうにそういう号令、発破をかけているみたいなんですけれども、そういう組織を利用しながら、それとそういう組織をこれから組織しながら、やるということになっていくという考えを持っております。

また、そういう形をこれからはとらざるを得ない。それから確実に遅くても平成二十九年度ではそれをやらないといけないということで、国のほうからのそういう法律もそういう形になっておりますので、我々としては早くそういう形に移行していくということで、今、鋭意努力している最中でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

本案の認定に同意できません。その理由は詳しくは本会議で述べたいと思いますが、一つは、保険料の低所得者の軽減対策をもっと強化すべきであるという、強化することをやるべきだということと、もう一つは、いわゆる国の国庫負担金を消費税も増税しているわけですので、もっとふやすべきだというような視点から、本会計の認定に同意できません。

○委員長（工藤健一君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤健一君）

起立多数であります。よって、議案第六十号は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまです。

散 会 午後三時〇九分

---